

# 設備工事特記仕様書

工事名称 高松市美術館1階多目的トイレ自動扉化改修工事  
工事場所 高松市紺屋町地内  
工事概要 自動扉化改修工事一式  
工事種目 自動扉

## 設備工事特記仕様書

- 1 本工事の仕様は、図面及び特記仕様書のほかは、平成31年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事費）」）「電気設備工事標準図」「電気設備改修工事標準仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「機械設備工事標準図」「機械設備改修工事標準仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」による。  
ただし、あらかじめ監督員の承諾を得たものはこの限りでない。
- 2 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
- 3 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
  - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
  - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出すること。
- 4 建築基準法、消防法、水道法、高圧ガス取締法、電気設備技術基準、内線規程、労働安全衛生法等の関係諸法及び規則等に基づき施工する。
- 5 工事の施工に際し、建築工事安全施工技術方針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）に基づき、工事の安全に留意して災害及び事故の防止に努める。
- 6 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり等で不都合が生じた時は、監督員と協議する。
- 7 工事に使用する材料は、工程に支障のないようあらかじめ監督員の承諾を得る。
- 8 設計図書、本仕様書に指定する材料その他については、監督員が同等以上として承諾した場合に限り指定品以外の仕様ができる。
- 9 施行後検査が不可能な工事は、事前に監督員の検査を受ける。
- 10 発生材の処理
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令などによるほか、建築廃棄物処理指針（平成13年6月）等を遵守する。
  - (2) 処理方法等については、請負者の責任において選定する。なお、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び建設汚泥については、再生処理とする。
  - (3) 産業廃棄物については、許可業者と書面による委託契約をし、排出した廃棄物は、処理が確認できるマニフェストを監督員に提示する。
- 11 ダンプトラック等による過積載等の防止を遵守する。
- 12 受注者は必要に応じて建築業退職金共済制度に加入し、工事現場にその旨を掲示する。
- 13 工事が完成した時は、官公署等の各種検査及び完成検査に合格した後、監督員の指示により下記の書類を速やかに提出する。
  - ① 工事日報、
  - ② 工事写真（着手前・工事中・完了後の3段階が必要）
  - ③ 緊急時の連絡先（施工業者）

- ④ 手続き書類（官公署への提出書類等の写し等）
  - ⑤ 検査、試験成績表（測定記録、機器試験成績表）
  - ⑥ 機器等取扱説明書
  - ⑦ 付属品及び予備品
  - ⑧ その他書類
- 1 4 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

#### 1 5 下請契約の適正化

労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めるとともに、工事の適正かつ円滑な施工を確保するため「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月6日付け 建設省厚発38-2号）において明確にされている総合・専門業者の役割に応じた責任を的確に果たし、適正な契約の締結、代金支払い等、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

受注者は、下請契約を行う場合は、建設業法第19条の規定に基づき、必ず書面にて行わなければならない。また、下請け契約を締結したときは、建設業法施工規則に基づく事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。

#### 施工条件

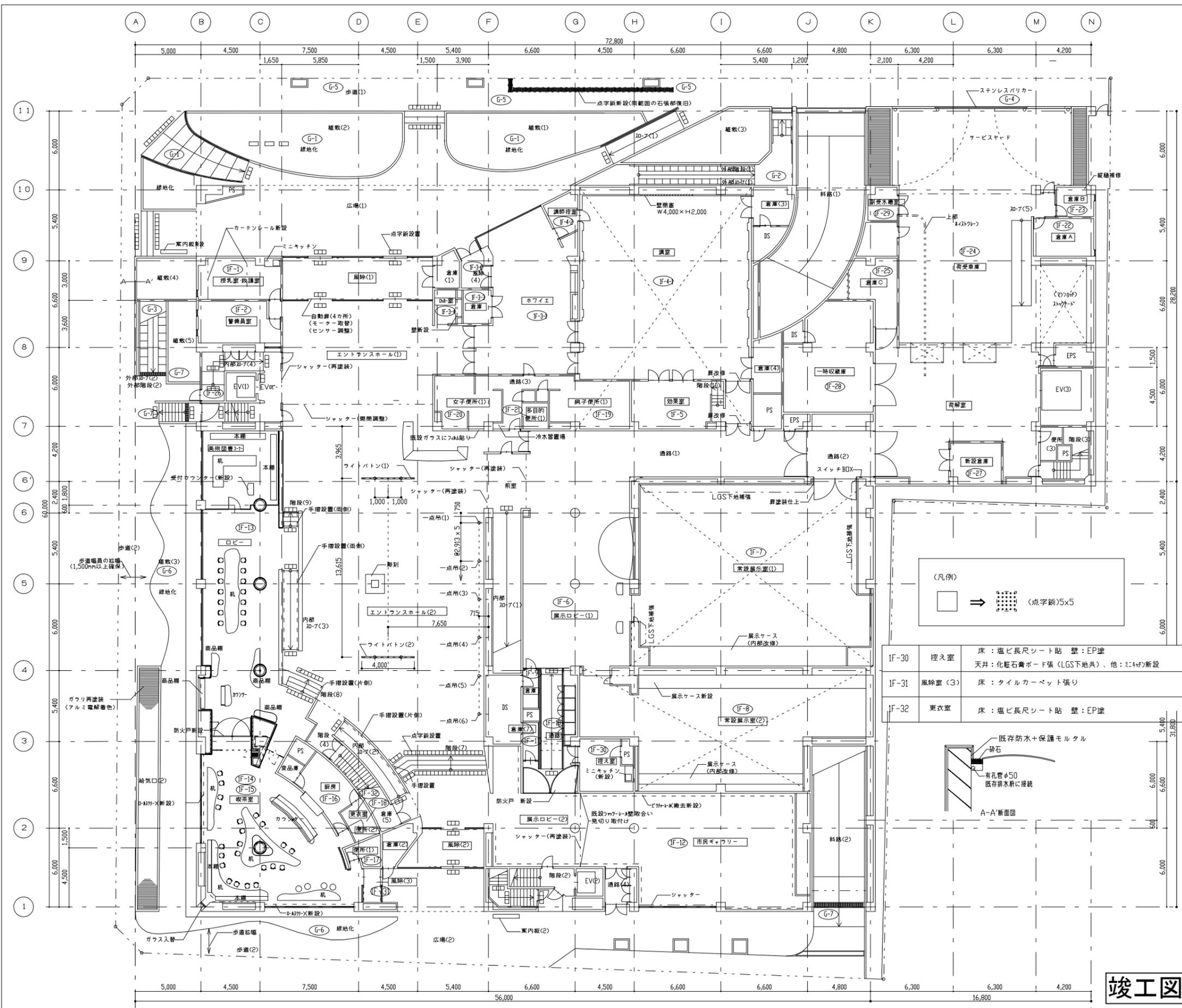
- ① 現場作業時間は、原則として高松市美術館の開館時間とする。
- ② 本工事の工程等の設定に当たっては、本施設の管理者と十分な打ち合わせ及び調整を行い、本施設の運営に支障が生じないように施工する。

#### 付近見取図



#### 平面図

次頁のとおり



外部		
G-1	屋外階段(1)	床: 石張復旧、新設スロープ設置 (ｽﾌﾟｰﾙ2段手摺) 他: 緑化花壇新設、点字舗設置(外部照明設置)
G-2	スロープ(1)	床: スロープ、階段新設(位置の入替)
G-3	スロープ(2)	床: スロープ、階段新設(位置の入替)
G-4	サービスクラウド	他: 既設ステンレスバリカー(接続・伸縮部ｽﾌﾟｰﾙ) (部品交換→車輪)
G-5	歩道(1)	他: 石貼一部復旧 点字舗(新設) [外灯 新品設置 (電気工事)]
G-6	植栽(1)~(3)	他: 石貼花壇撤去 (高木は存置)
G-7	排水溝	他: 既設排水溝 (既設のまま)
内部		
IF-1	授乳室・控室	床: 塩ビ長尺シート貼(ケレン清掃後) 壁: ｼｰﾌﾞ貼、天井: 若綿吸音板張(LGS下地共) 他: パーテーション、カーテンレール、ミニキッチン、ﾊﾞﾈｰﾍﾞｯﾄ新設
IF-2	警備員室	壁: 既設のまま 天井: 既設のまま
IF-3-1	ホワイエ	床: タイルカーペット敷(ケレン清掃後) 壁: 下地調整の上、不燃工木材材の上、建具: 新設建具設置 天井: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗装(LGS下地共)
IF-3-2	風除室(4)	床: タイルカーペット敷、壁: 下地調整の上、E.P塗
IF-3-3	倉庫	床: 塩ビ長尺シート貼、壁: 間仕切壁新設石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗 天井: 化粧石膏ボード張(LGS下地共) 他: 建具新設
IF-3-4	ﾄﾞｷﾞﾈ	床: 塩ビ長尺シート貼、壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗、間仕切壁新設
IF-4-1	講堂	床: タイルカーペット敷(ケレン清掃後) 他: 吊物ﾊﾞﾄﾝ(ｽﾌﾟｰﾙを交換)、壁閉塞
IF-4-2	講師控室	床: 塩ビ長尺シート貼、壁: 下地調整の上、E.P塗
IF-5	効果室	床: 帯電防止ビニル床ﾀｲﾙ/ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ(階段) 天井: 若綿吸音板張(LGS下地共)
IF-6	展示ロビー(1) 通路(1)	床: フローリング張(A) ｴ=15mm(12mm+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm) 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ不燃工木材材の上、E.P塗 天井: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗(局面天井部除く)
IF-7	常設展示室(1)	床: フローリング張(A) ｴ=15mm(12mm+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm) 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ不燃工木材材の上、E.P塗 天井: 若綿吸音板張(LGS下地共)、他: 移動式展示壁新設
IF-8	常設展示室(2)	床: フローリング張(C) ｴ=12mm(表層2mm)+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ不燃工木材材の上、E.P塗 他: 展示ケース改修 ガラス一部取替え
IF-9	倉庫(6)	床: 塩ビ長尺シート貼 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗 天井: 化粧石膏ボード張(LGS下地共)、建具: 建具新設 躯体: 新設ｽﾌｯﾌﾟ打設 床: タイルカーペット張 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ不燃工木材材の上、E.P塗 天井: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗 建具: 防火戸、他: 収納家具、手摺、点字舗
IF-10	新設通路	床: 塩ビ長尺シート貼 天井: 化粧石膏ボード張(LGS下地共)、建具: 建具新設
IF-11	倉庫(7)	床: 塩ビ長尺シート貼 天井: 化粧石膏ボード張(LGS下地共)、建具: 建具新設
IF-12	市民ｷﾞﾗﾘｰ 展示室(2)	床: フローリング張(A) ｴ=15mm(12mm+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm) 壁: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ(G.L工法)+不燃工木材材の上、E.P塗 天井: 若綿吸音板張(LGS下地共)、他: 移動式展示壁新設
IF-13	美術図書ｺｰﾈｰ ロビー	床: フローリング張(B) ｴ=15mm+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm 天井: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗装、他: 家具新設 ガラスﾊﾞｰﾂｼﾞｮﾝ新設
IF-14	喫茶室	床: フローリング張(B) ｴ=15mm+ﾗﾝﾊﾞｰ3mm+ﾗﾝﾊﾞｰ5.5mm(ｷﾞﾗﾘｰ) 壁、天井: 石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗装(LGS下地共) 壁一部木格子 建具: ｱｷﾞﾌﾞ新設、防火戸新設、他: 家具新設
IF-16	厨房	床: 塩ビ長尺シート貼、壁: タイル貼(100x200) 天井: ｷﾞﾗﾝﾄﾞE.P塗(LGS下地共)
IF-17	喫茶便所(1)	床: タイル貼(200) 壁: タイル貼(100)天井: 若綿吸音板(LGS下地共)
IF-18	喫茶便所(2)	床: タイル貼(50) 壁: タイル貼(100角) 天井: 若綿吸音板(LGS下地共)、他: トイレブース新設
IF-19	男子便所(1)	床: タイル貼(200) 壁: タイル貼(200) 天井: 若綿吸音板(LGS下地共)、他: トイレブース新設
IF-20	女子便所(1)	床: タイル貼(200) 壁: タイル貼(200) 天井: 若綿吸音板(LGS下地共)、他: トイレブース新設
IF-21	多目的便所(1)	床: タイル貼(200) 壁: ｷﾞﾗﾝﾄﾞ(200)天井: 若綿吸音板(LGS下地共)
IF-22	倉庫A	床: 塩ビ長尺シート貼 壁: 耐水石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗装、天井: 化粧石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ(LGS下地共)
IF-23	倉庫B	床: 塩ビ長尺シート貼 壁: 耐水石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗装、天井: 化粧石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ(LGS下地共)
IF-24	荷受車庫	天井: ケｲｶﾞﾙｼｬﾑﾌﾞｰﾄﾞE.P塗装(LGS下地共)
IF-25	倉庫C	その他: 機器撤去(煙蒸機)
IF-26	スロープ(4)	床: 塩ビ長尺シート貼、壁: 下地処理の上、E.P塗
IF-27	新設倉庫	壁:LGS間仕切石膏ﾌｰﾈｰﾌﾟ塗(H=2500)、鋼製建具
IF-28	一時収蔵庫	床: 既設のまま 壁: 既設のまま 天井: 既設のまま
IF-29	副受水糟室	床: 塗床(水性エポキシ塗料)

竣工図

点字舗(歩道部分)SUS製点字舗(ナカ工業)同等品  
床既設補修口撤去  
各展示室・展示室: 床: 床既設、フロアコンシット用穴あき蓋設置



設計者: 第38602号 建築士 高松市美術館 改修工事  
03796-220  
1階平面図(改修後)  
A1=1/150  
A3=1/300  
H26年4月  
A-28